

令和２年 第１１回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和２年９月２４日（木）午後３時３０分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
金 山 正 義
上 森 英 史
荒 川 陽 子
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長	松 田 展 雄
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
図書館長	菅 原 朗
学校給食課長	山 中 敦 子
文化振興課長	下 高 瑞 哉
文化振興課長補佐	大 野 原 円
文化振興課長補佐	原 宏 行
教育総務課教育企画室長	後 藤 京 一
教育総務課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和２年９月２４日 午後３時３０分開議

第１ 会議録署名委員の指名

第２ 前回の会議の会議録の承認

第３ 教育長の報告

第４ 議 案

議案第４８号 米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審議会への諮問について

議案第４９号 文化施設の指定管理者候補者の選定に係る米子市指定管理者候補者選定委員会への諮問について（撤回）

報告第７号 山陰歴史館サウンディング調査結果について

報告第８号 文化財保存活用地域計画について

第５ その他

開 会 午後 3 時 3 0 分

浦林教育長 ただいまから、令和 2 年第 1 1 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に三瓶委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第 2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 はい。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 前回の会議は 8 月 1 9 日に開催されまして、議案第 4 2 号「令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価について」から、議案第 4 5 号「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」までの 4 議案についてご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

また報告第 6 号「民法改正による成年年齢引下げ後の米子市成人式の対象年齢について」をご説明いたしました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に日程第 3 教育長の報告について私から報告をいたします。

今日は 2 点お話をさせていただきます。あとで詳しく、その他のところでご説明を申し上げますけれども。

まず 1 点目は小中学校の運動会や体育祭ですが、雨が降ったりして順延になったところはありませんけれども、今のところ大きな混乱もなく、コロナの中ですけれども実施できております。

それから 2 点目は働き方改革に関することです。1 0 月 1 日以降に小中学校の勤務時間の終了後、一定の時刻になりますと留守番電話対応とすることとしました。緊急事態があった場合

には市役所へご連絡をいただくというふうな形を取っております。詳細はまた後ほどご説明を申し上げます。

4 議事

浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります。

議案第48号「米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

下高課長 教育長。

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 議案第48号「米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審議会への諮問について」ご説明させていただきます。

米子市文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき、1の項及び2の項に掲げる文化財を米子市指定有形文化財に指定するため、同条第2項の規定により米子市文化財保護審議会に諮問するものであります。

諮問する文化財は2点あります。まず有形文化財。分類として彫刻というふうになっておりますが、新規指定で車尾にあります貴布禰神社が所蔵しております石造唐獅子、石で作られた獅子、俗に言う狛犬というものですけれども、正式名称としては石造唐獅子でございます。所在地は米子市車尾、1体ずつ2点あって、1対のものでございます。資料といたしましては参考資料1の上の段に書いております。

それでは、写真を見ながら少しご説明をさせていただきます。指定物件について。この石造唐獅子、先ほども言いましたが俗に言う狛犬というものですけれども、本殿に向かって右手に阿形、左手に吽形、阿吽の呼吸という言葉が日本にありますけれども、その阿と吽というもので、一方では物事の最初と終わりを表していると言われておりますけれども、そういうものがあります。この狛犬ですけれども、今のところ鳥取県最古の狛犬ということで、指定をして保護を図ってまいりたいと考えておるものでございます。それとこの狛犬は、普通は1つの狛犬があると派生するいろんな狛犬があるんですけども、どうもこの貴布禰神社にあります狛犬は、これのみしかこの表現の仕方をしたものがなくて、鳥取県西部だけのものというかここにしかないような

狛犬でございます。時代からいいますと18世紀の終わりぐらい、この狛犬に1784年に作られたという記がありますので今から230年ほど前のものです。鳥取県最古の狛犬として今は考えられておるものでございます。狛犬というのは、大体向かって右側が阿形、口を大きく開けた「あー」という阿形でございます、左側が口を「つぐんだ」吽という、これがオーソドックスな在りようでございます。角があるなしで狛犬と獅子が違います。ここの貴布禰神社のものは石造唐獅子という獅子でございます。角がありません。角があるのが狛犬という、いわゆる架空の動物を表したものですけど、それから派生して世間ではこういうのを全て狛犬、狛犬と言うようになってしまったんですけど、正式にはこの貴布禰神社にあるものは石造、石で作った唐獅子ということでございます。

それから2点目ですけども、写真の3枚目をご覧ください。兜の写真を載せておりますが、これが今、山陰歴史館が所蔵しております米子市の宗像神社から寄贈をいただいた兜でございます。宗像神社に米子城を築城した吉川広家の父である吉川元春が武運長久を祈るために奉納したと伝えられている兜でございます。読み方としては、桃の形をした兜で「ももなりかぶ」という学術的な名前になっております。言い伝えとして米子城ゆかりのものである、吉川広家の父である吉川元春が奉納した、尼子との激戦を繰り広げられた武将ですが、多分この吉川元春がかぶっていたものだろうと言われておりますけども、それが宗像神社に寄贈されて、この度米子市に寄贈いただきまして山陰歴史館に保管・展示しておるものでございます。この桃形兜につきましては、特に西日本を中心に江戸時代の初期にかけて数的にはかなり作られるんですけど、その中で日本に9つ優れた品があると言われておりますけども、そのうちの1点だと言われておるものでございます。非常に保存状態もよろしくて、形も桃形兜の典型的な形をしたものだということで、指定をして保護を図ってまいりたいと思います。

浦林教育長

はい。質疑はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では質疑がないようですので採決いたします。議案第48号については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第48号「米子市指定有形文化財の指定に係る米子市文化財保護審議会への諮問について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次に議案第49号に予定しておりました「文化施設の指定管理者候補者の選定に係る米子市指定管理者候補者選定委員会への諮問について」は、本委員会においては、当該議案を撤回させていただきたいと思います。

この案件につきましては、用意が整い次第ご審議をいただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

浦林教育長 では次に、報告第7号「山陰歴史館サウンディング調査結果について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

下高課長 教育長。

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 山陰歴史館サウンディング調査結果について報告をさせていただきます。

サウンディング調査といいますのは、民間事業者を対象に利活用の意向やアイデア等の聞き取りを行うということでございます。山陰歴史館、正式には市の指定文化財であります米子市役所旧館でございますけども、あの建物を民間の方がどういう活用の仕方を考えておられるのかお話をうかがうということで聞き取りを行いました。2月から6月にかけて行ったんですけれども、本来ならば令和元年度中に終える予定でしたが、コロナ禍の影響でなかなか聞き取りや面談等ができなくて、報告が本日までずれ込んだことをおわび申し上げます。

結果について少しご説明をさせていただきます。ホームページとかいろんなところへ照会をかけまして、A社B社C社、合わせて3社のサウンディングへの参加をいただいたものでございます。それぞれ考えられた提案というか、あの建物はこんなふうに使えますよというご意見をいただきましたが、大雑把に言いますと3社とも皆さん中身としては飲食、いわゆるレストランとかカフェが充分使えるのではないかというふうなことを

おっしゃっておられました。それから大体できれば1階を使用させていただきたいというのと、想いとしては中心市街地、米子のあの辺りの賑わい創出に使いたり、とにかく人が集まって何かする手助けになればいいと思っているというご意見でございました。あと希望としてはライフラインの整備は、やはり市のほうでやっていただきたい。電気、水道、空調、エレベーターの設置等ですね。そのあたりは市としてやっていただきたいというふうなご希望がありました。それからもう1つ言っておられたのは、あそこに今は山陰歴史館が入っておりますけども、3社とも歴史館との共存共栄というか歴史館と一緒に事業展開を図っていきたいというご希望を持っておられました。

一応サウンディング調査というのは、これで何かが決まるというものではございません。今後、市として方向性を出すアイデアとしてこれを参考にさせていただくというところでございますので。スケジュールにつきましては一番下に載せておりますけども、令和2年度の半分为済んだところですが、耐震診断をしております。この診断の結果によってはいろいろ考えないといけないこともありますので、その結果を踏まえながらサウンディング調査の結果も踏まえて、次の米子市役所旧館の利活用の検討に入りたいと思っています。来年度以降に方針を決めまして、それに合わせてどういうふうに整備工事を行っていくのかというような段取りに入っていく予定にしております。

浦林教育長 はい。質疑はありませんでしょうか。

荒川委員 今、民間の3社からの申し出があって調査して意見をうかがったということで、今後どうやって決めていくかということが予定であると思うのですが、場所的にも米子市の中心的な場所にあって、建物自体も90年の歴史のあるシンボリックな建物だと思うので、将来に渡っていい活用ができるように進めていただきたいと強く思っております。

浦林教育長 ありがとうございます。90年、もうすぐ100年。その他、いかがでしょうか。

上森委員 建物ってこれ全体？ それとも前の建物だけなの？

下高課長 委員長。

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 今、山陰歴史館に指定されているのは前の部分でございます。後ろの旧市役所の部分は、まだ時期は決定になっていないのですが除却の予定になっております。できれば裏のほうは駐車場として活用したいというご意見は3社とも持っておられました。

上森委員 あのL型のところ。

下高課長 はい。あのレンガが貼ってあるところですが、タイルが貼ってありますが、その部分の利活用でございます。それ以外は取り壊す予定になっております。

上森委員 はい、わかりました。

浦林教育長 その他、いかがでしょうか。

金山委員 裏というのは議事堂も裏だったかな。

下高課長 はい、裏です。あれもなくなる予定になっております。

浦林教育長 では、次の案件に進みたいと思います。
次は報告第8号「文化財保存活用地域計画について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

下高課長 はい。

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 引き続き説明をさせていただきます。「文化財保存活用地域計画」というものの説明でございます。

これは、平成30年に文化財保護法が改正になりました。その原因としましては、高齢化がどんどん進んで文化財が次世代になかなか伝わっていかないという危機感が文化庁、国もありまして、全国的にも各市町村がそういう危機感を持っております。そのために各市町村が文化財を、これは指定に限らず未指定のものもきちっと調査をして、今後は保存活用に関してどう

いうことをしたらよいのか、取り組む具体的な内容等を記載したアクションプランを作ろうということでございます。

この地域計画を策定すると、基本的なメリットといたしまして補助金が活用できるということでございます。補助事業が、こういう文化財は、以前は文化庁のみが扱ってございましたけれども、最近は活用や観光面で国土交通省などそういうところも様々な補助制度を用意しております。ところがそれに乗っかるにはこの地域計画が策定していないと乗っかれないような状況になっておりますので、市といたしましても地域計画を策定して国に認めてもらわないとダメなので、令和4年12月の認定を目指すこととしたいと思っております。これは確かに行政的には補助金をいただいて整備が進むというメリットがありますが、最大の利点は、こういう地域計画を作ることによって地域の人々が身の周りにある文化財を認識して、保存活用していただくための道標となるものだろうと考えております。特にこれから人口減少社会がやってきます。そうすると文化財1つ取っても地域社会総がかりで充実した保存活用を行っていくことが必要になってきますので、そのための基本的なアクションプランになってくよいかと思っております。今後、市といたしましても、スケジュールとして今年度着手をして来年度協議会等を設立し、原案を作ってまいります。令和4年度の12月が認定時期ですので、12月の認定に向かっていきたいと考えております。経費的なものとしましては、文化庁の補助金として100%の補助が取れる。まあ上限が単年度で100万ずつですけども、それを生かして策定のほうを目指していきたいと思っております。幸い米子の場合は、今から10年ほど前になりますが「よなごの宝88選事業」というのを行っております。地域の埋もれた宝、文化財を掘り起こして資料調査を行い冊子にまとめるということをいたしましたけれども、それで今300カ所以上の文化財を拾い上げております。それで漏れたところを今後やっていけば、かなりのものができてくるかなと思っております。県内外の動向といたしましては、現在、鳥取・倉吉をはじめとして着手に入っております。全国的にはかなりの市町村が着手しておりますが、どうしても2年なり3年なりかかりますので、今認定を受けたのは16市町村で、この近辺では益田市と津山市が認定を受けております。そういう市でいうと総合計画に当たるようなものですけども、文化財の保護にあたる地域計画に踏み込んでいきたいと考えております。これを基にして、今後様々

な文化財指定や身の周りの文化財の保存と活用に進んでいきたいと考えておるところでございます。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

金山委員 この「地域計画」というのは昔からあったものなのか今回のこのアクションプランで出てきたものなのか。

下高課長 教育長。

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 過去には「歴史文化構想」というマスタープランといわれるだいたいアバウトなプラン作成というのはあったんですけど、このアクションプラン、具体的な方向性や計画を作るプランというのは、この度の文化財保護法の改正で初めて出てきたものです。それを基にきちっとしなさいよというところであろうかと思えます。

金山委員 はい、作る母体は市ですか。

浦林教育長 下高文化振興課長。

下高課長 基本的には市の文化振興課が母体にはなりますけれども、協議会というのを作ります。それには一般市民の方をはじめ学識経験者の方に入っていていただいて、いろんなメンバーで。観光の方もしれば文化財に造詣の深い方もいれば、教育のほうから入っていただいたりということで、総ぐるみで作っていくという計画になっております。

金山委員 はい、よくわかりました。ありがとうございました。

浦林教育長 その他、よろしいでしょうか。

浦林教育長 では本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時54分